

令和7年度

いじめ防止基本方針



「いじめをしない」
「いじめをさせない」
「いじめを見逃さない」
指導をめざして

高山学園
つくば市立島名小学校

島名小学校いじめ防止基本方針

本校では、いじめの問題の克服に向けて、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）第13条の規定に基づき、また「いじめの防止等のための基本的な方針」と「つくば市いじめ防止基本方針」（以下「市の基本方針」という。）、「茨城県いじめの根絶を目指す条例」を参酌し、いじめの防止等をするため、「島名小学校いじめ防止基本方針（以下「学校の基本方針」という。）を策定いたしました。

今後、この「学校の基本方針」に基づき、学校、家庭、地域住民、その他関係者と協力して、社会総がかりでいじめの根絶に向けて真剣に取り組んでまいりますので、本校に関係する皆様にご理解とご協力をお願いいたします。

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本校では、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないよう、またいじめはいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす絶対に許されない行為であるということについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨とし、いじめの防止等のための対策を講じる。

(2) いじめの禁止（法第4条）

「いじめを行ってはならない」の遵守の徹底を図る。

(3) 教職員の認識すべき事項

いじめの防止等に関しては、以下の5点を全職員が認識して取り組む。

ア いじめはどの子供にも起こりうるものであり、またいじめはどの子供も被害者にも加害者にもなりうることを認識する。

イ 人権フォーラム等を通して、何がいじめなのかを具体的に把握することによって、児童と教職員がいじめとは何かについて常に意識する。

ウ いじめの未然防止のために、児童が主体的に参加できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。

エ いじめは大人が気付きにくい形で行われることが多いため、早期発見には、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、積極的に認知する。

オ いじめの報告を受けた場合、組織的に当該児童に関わるとともに、毅然とした態度で指導をする。

(4) 保護者の責務の周知（茨城県いじめ根絶を目指す条例・第9条）

「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであることを自覚し、いじめの防止等について自ら学ぶとともに、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対して、自らを大切に思う気持ち及び他者を思いやる心を醸成し、並びに規範意識を養うための教育その他の必要な教育を行うよう務めるものとする。」の積極的周知を図る。

(5) 目標

いじめの防止等の取組については、以下の4つの取組の徹底を図ることを本校の取組目標とする。

- | | |
|----------------------|---------------------------|
| ① <u>未然防止への取組の徹底</u> | ② <u>早期発見への取組の徹底</u> |
| ③ <u>早期解消への取組の徹底</u> | ④ <u>対策組織と教職員研修の充実の徹底</u> |

①未然防止への取組

学級経営の充実

- ・児童に対する教師の受容的、共感的態度により、児童一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級を作る。
- ・児童の自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりを進める。
- ・正しい言葉遣いができる集団を育てる。人権意識に欠けた言葉遣いへの指導が重要となる。

授業中における生徒指導の充実

- ・「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりを進める。
- ・「楽しい授業」「わかる授業」を通して児童の学び合いを保障する。

道徳において

- ・いじめを題材として取り上げることが指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・思いやりや、生命・人権を大切にすることを指導の充実に努める。

学級活動において

- ・話し合い活動を通して、いじめの未然防止や解決の手だてについて考え、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- ・構成的グループエンカウンター等の社会性を育てるプログラムを体験したり、ソーシャルスキル（相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル）等の訓練をしたりすることにより、学級内の人間関係づくりとコミュニケーションの活性化を図る。

学校行事において

- ・児童が主体となり、達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画し、実施する。

児童会活動において

- ・自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう活動を進める。（児童会主体のいじめ防止のためのフォーラムの企画運営とピア・サポート活動の展開）

家庭や地域との連携

- ・いじめの背景には、学校、家庭、地域社会にある様々な要因があることを共通理解し合い、積極的な連携を図るとともに、家庭教育学級等において、いじめに関する講演会を実施する。

②早期発見への取組

複数の教員の目による日常の交流を通じた発見に努める

- ・多くの教師が様々な教育活動を通して、児童に関わることで発見の機会を多くする。
- ・休み時間、放課後の校内巡回を計画的に行う。
- ・スクールカウンセラーに、積極的に学級訪問、授業参観などをしてもらう。

アンケート等の調査を計画的に行う

- ・「学校生活アンケート」「いじめ実態調査」を定期的実施する。
- ・アンケート、調査の集計や分析には、担任を中心に複数の教員であたり、記述内容の分析などにはスクールカウンセラー等の専門的な立場からも助言を得る。

教育相談による把握

- ・担任による定期的な面談を実施する。
- ・児童の希望や相談が必要と思われる場合は、担任以外（教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー等）でも相談ができることを周知するとともに、教育相談担当が面談の体制を整える。
- ・面談方法や面接結果についてスクールカウンセラー等から専門的な立場からの助言を得る。

保護者や地域からの情報提供の場をつくる

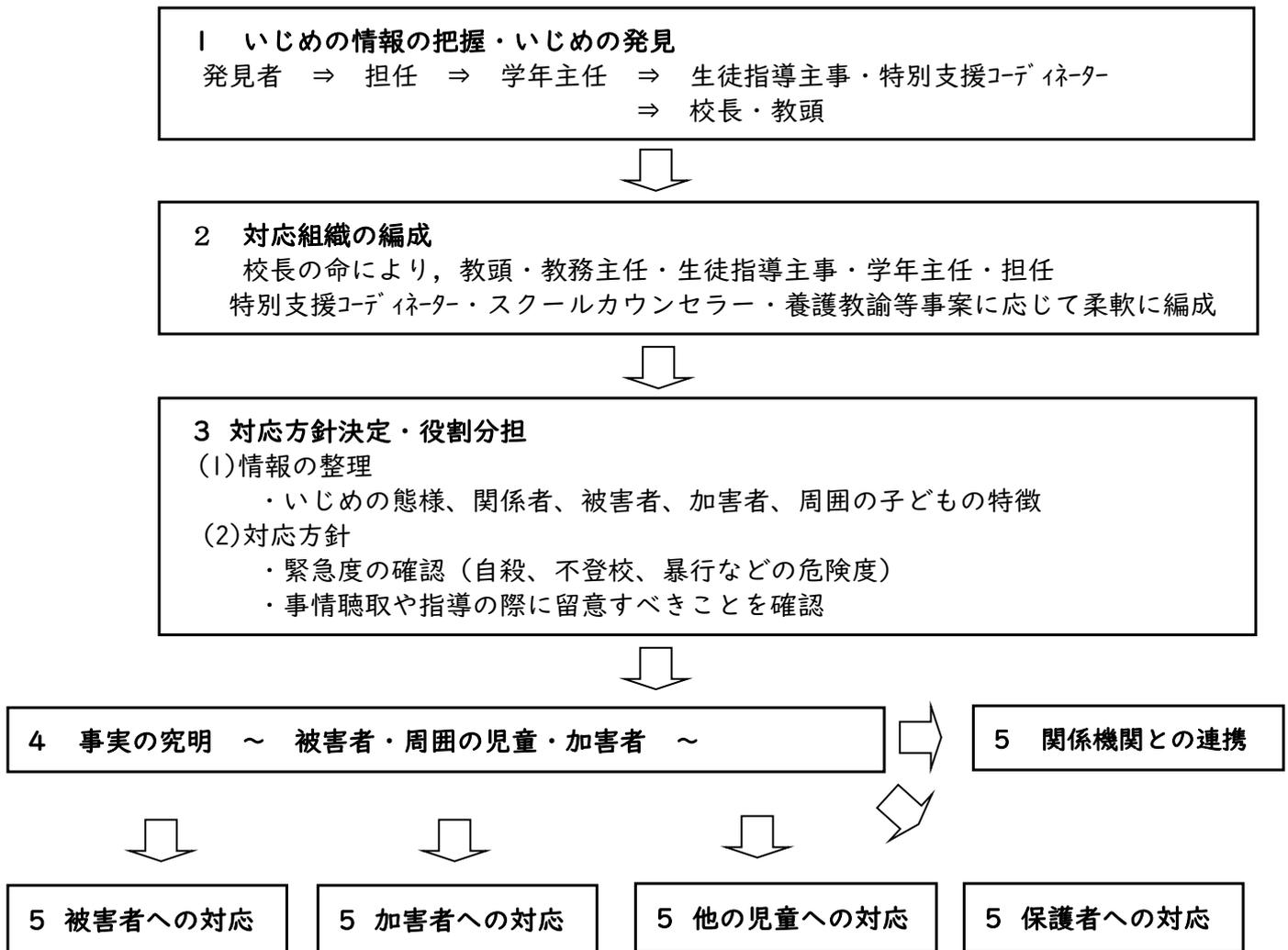
- ・いじめ問題に対する学校の考えや取り組みを保護者や地域に発信し、いじめの発見に協力を求める。
- ・家庭や地域から情報提供があった場合は、誠意をもって対応するとともに、早期に確実に解決するため名前等できるだけ詳細に情報を得るようにする。

取組の評価及び検証

学校は、いじめ防止等に向けた取組について学校評価を用いて検証し、その結果をつくば市教育委員会並びに保護者・地域に報告する。

H29、3、14 国のガイドライン改訂に伴う見直し（いじめの重大事態の調査に関するガイドライン）

③早期解消への取組（いじめ発見から解決までの取り組み）



④対策組織と教職員の研修の充実

いじめ対策委員会の実施

- ・校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭で構成する。
- ・児童指導報告会（週1回金曜日）や学年会での話し合いをもとに、いじめについての実態、取り組みについて協議する。
- ・毎月の学校生活アンケート実施後に、生徒指導部会を開催する。
- ・緊急の対応が必要な場合は、校長の命により臨時的に開く。

いじめ対策担当の設置と業務

- ・いじめ問題解消支援の教員が担当し、経営的視点をもっていじめ対策を推進する。
- ・いじめ対策の全体計画や対応マニュアル等を立案する。
- ・いじめ対策委員会の運営と会議結果の全職員への周知を行う。
- ・いじめ問題に関する校内研修を推進する。
- ・個々の事例に関わる教職員への相談や助言、スクールカウンセラーやスクールサポーター、外部機関との連絡調整を行う。
- ・いじめ指導に関わる記録の集積と引継ぎを行う。
- ・学園で情報交換を定期的に行う。

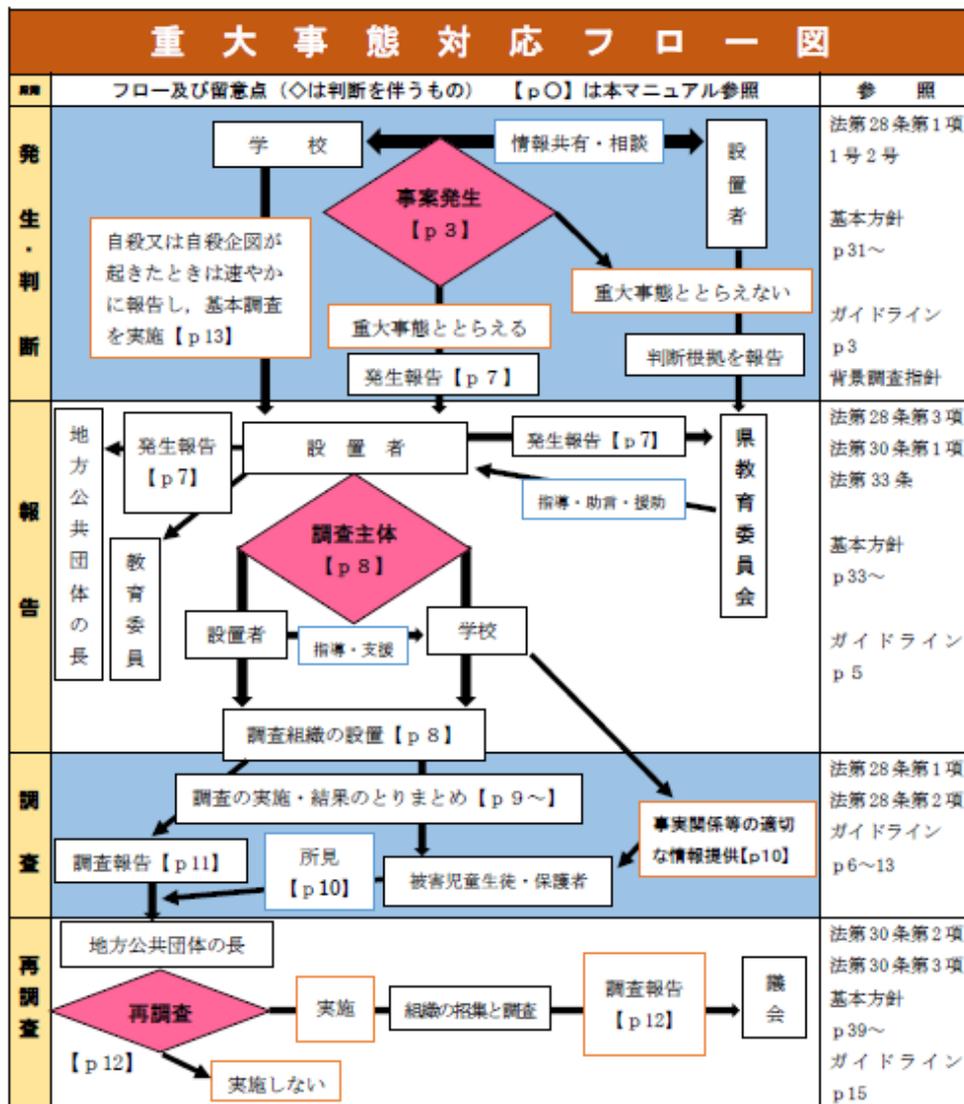
2 重大事態とその対応について

(1) 重大事態について ※法、基本方針及びガイドラインにおいて、次のように定義される。

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。〈法第28条第1項第1号〉（「生命心身財産重大事態」という） ・いじめにより当該学年に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。〈法第28条第1項第2号〉（「不登校重大事態」という） <p>※被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき」を含む。 〈基本方針 P32、ガイドライン P4〉</p> |
|---|

(2) 重大事態への対応

- ① 発生報告 : 重大事態が発生した旨をつくば市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 対策組織 : 教育委員会と協議の上、当該事案に対処するため、弁護士、精神科医等の専門的知識を有する者の他、第三者からなる組織を設置する。
- ③ 調査 : 上記組織を中心に、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う
- ④ 情報提供 : 上記調査結果については、いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
(その際、個人情報の保護に関する法律等を十分踏まえ対応する)
- ⑤ 調査結果報告 : 調査結果について、つくば市教育委員会へ報告する。希望により被害児童又はその保護者の所見をまとめた文書を添付する。



※ 市町村教育委員会から県教育委員会への報告は、「調査」「再調査」の各段階においても適時行うものとする。

生徒指導に関する年間指導計画

| 月 | 教職員の活動 | | | 児童の活動 | | |
|----|----------------------------------|--------------------------------------|---------------------------|--|-----------------|-----------------------|
| | 対策委員会 ★生徒指導主事 | 校内研修 | 教育相談等 | 学級活動 | 児童会活動 | その他 |
| 4 | 全体計画の検討 いじめの認知 ★SOS の出し方研修 | ○いじめ対応に関する共通理解 ○校内フリースクールに関する共通理解 | ○アンケート実施 ○保護者との面談 | ○学級のルールや人間関係づくりのための活動 ○行事を通じた人間関係づくり ○SOS の出し方研修 | | ○情報モラル教育 |
| 5 | いじめの認知 | ○配慮を要する児童名簿作成 | ○アンケート実施 | ○話し合い「学級の諸問題について」 | | |
| 6 | いじめの認知 | ○教育相談、ピアサポートについて | ○アンケート実施 | ○ソーシャルスキルトレーニング実施 | ○いじめ防止なかよし集会 | |
| 7 | いじめの認知 | ○二者面談について | ○アンケート実施 ○保護者との面談 | | | |
| 8 | 学園いじめ対策会議 | | | | | |
| 9 | いじめの認知 | | ○アンケート実施 ○1 学期相談内容のまとめ | ○SOS の出し方研修 | | ○サポート活動(学級) |
| 10 | 学校評価を受けての対策の点検 いじめの認知 | | ○アンケート実施 | ○行事を通じた人間関係づくり | ○反省と次回に向けての計画修正 | |
| 11 | いじめの認知 | ○アンケート分析 | ○アンケート実施 | ○人権教室 | | ○サポート活動(学校) |
| 12 | いじめの認知 | ○ピアサポート活動の共通理解 | ○アンケート実施 | | | ○薬物乱用防止集会 ○情報モラル教育 |
| 1 | いじめの認知 | | ○アンケート実施 | | | ○生きる教育講話 |
| 2 | いじめの認知 | | ○アンケート実施 | | ○いじめ防止なかよし集会Ⅱ | ○ガン教育講話 |
| 3 | ○評価と次年度計画のまとめ いじめの認知 | ○評価と次年度の課題 | ○アンケート実施 ○相談内容のまとめ | ○フォーラム後の振り返り ○SOS の出し方研修 | ○反省と次年度計画 | ○評価と次年度計画 |

4 島名小学校いじめ防止対策委員会の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(1) 委員会は次の者で構成する。

校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導部員、養護教諭、事案に関わる担当職員、（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、校内フリースクール支援員）

(2) 上記の構成員のほか、校長が必要と認める場合、専門的な知見を有する者などを臨時に構成員とすることができる。

(3) 校長は委員会を総理し、委員会を代表する。

(4) 委員会は次に上げる事務を所掌する。

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正に関すること

イ いじめの未然防止や早期発見に関すること

ウ いじめ問題の確認とその対応に関すること

エ いじめ問題の具体的対応策を検討すること

オ いじめの相談窓口として相談を受けること

カ 教職員研修の企画、立案に関すること

キ 児童向けの研修や情報モラル教育に関すること

(5) 委員会は校長が招集する。

(6) 委員会は次の区分で招集する。

月1回を定例会とし、いじめの兆候を把握した場合やいじめの相談情報があった場合、その都度「臨時会」とし招集する。

(7) その他、委員会の運営に必要な事項は、校長が決定する。